

令和6年2月1日

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

住田町長 神田 謙一

市町村名 (市町村コード)	住田町 (411)
地域名 (地域内農業集落名)	両向 (両向上、両向中、両向下)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和5年12月17日 (第1回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

農地の集積・集約が進んでいるものの、法人のオペレーターの高齢化に伴い、若手の耕作規模拡大や担い手の確保が必要。
また、鳥獣による被害も見られるため、対策が必要。

(2) 地域における農業の将来の在り方

水稻を中心として、法人や担い手に農地を集積・集約を図る。
鳥獣被害に対しては、国庫補助事業等を活用しながら防護柵を設置するなど継続した対策を実施する。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	51.5 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	51.5 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農振農用地区域内の農地及びその周辺の農地を農業上の利用が行われる区域とし、その区域内とし、耕作を継続できなくなった農地については保全・管理を行う区域とする。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1) 農用地の集積、集約化の方針

農地中間管理機構を活用して、認定農業者や新規就農者、営農法人等を中心に団地面積の拡大を進めるとともに、担い手への農地集積を進める。

(2) 農地中間管理機構の活用方針

地域の農地の貸し借りは農地中間管理機構の活用を促進し、担い手の経営意向に沿った農地の集積・集約化を段階的に図っていく。将来的には担い手の効率的な営農につながる経営農地の集約化を目指す。

(3) 基盤整備事業への取組方針

現時点で取組の予定はなし。

(4) 多様な経営体の確保・育成の取組方針

認定農業者の他、新規就農者など地域内外から多様な経営体を確保するため、JAや県などの関係機関と連携して農地の斡旋や農作物の栽培技術指導などの支援を行っていく。

(5) 農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針

引き続き法人が中心となって農作業受託を行う。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

<input type="checkbox"/>	①鳥獣被害防止対策	<input type="checkbox"/>	②有機・減農薬・減肥料	<input type="checkbox"/>	③スマート農業	<input type="checkbox"/>	④輸出	<input type="checkbox"/>	⑤果樹等
<input type="checkbox"/>	⑥燃料・資源作物等	<input type="checkbox"/>	⑦保全・管理等	<input type="checkbox"/>	⑧農業用施設	<input type="checkbox"/>	⑨その他		

【選択した上記の取組方針】